

自家用広告物の適用除外について（東京都ホームページから抜粋）

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等のことをいいます。

（「事業又は営業の内容」の例 店名に続く「修繕・リフォーム全般」「訪問介護・デイサービス」「CD・DVDレンタル」等の表現）

なお、許可区域や禁止区域であっても、下記の表のとおり許可のいない範囲の面積内であれば申請は必要ありませんが、地域や地区により禁止されている事項及び表示できる面積が決められていますので御注意ください。

また、許可のいない面積を超えた場合、許可区域内は許可の一般規格に合えば申請できますが、禁止区域内は下記の表の右欄の合計面積までとなります。この場合、許可のいる合計面積には、許可がいない範囲の面積5㎡又は10㎡も含まれます。

自家用広告物の適用除外基準（許可区域及び禁止区域内）

地域・地区等	禁止されている事項	※路線用地やこれに接続する禁止区域内の禁止事項	許可がいない合計面積	禁止区域内において許可のできる合計面積の限度
1 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 2 風致地区 3 特別緑地保全地区 4 国立公園、国定公園、都立自然公園の特別地域 5 第1種文教地区 6 保安林	○屋上への取付け ○壁面からの突出 ○ネオン管の使用	○光源の点滅 ○赤色光の使用 （表示面積の1/20以下は使用できる。以下この表において同じ。）	合計が5㎡以下	合計が20㎡以下 （ただし、学校及び病院は50㎡以下） （事業・営業内容を含めることはできません。）
7 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺、歴史的・都市美的建造物及びその周囲並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で知事の定める地域	○屋上への取付け ○光源の使用 ○高彩度の色彩の使用	○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管	上記1から6まで及び8の地域内合計が5㎡以下 上記9から13までの地域内合計が10㎡以下	
8 全域	橋、高架道路・高架鉄道及び軌道、石垣等からの突出		合計が5㎡以下	
9 第2種文教地区		○光源の点滅 ○赤色光の使用	合計が10㎡以下	
10 第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域 11 都市計画区域のうち用途地域の未指定地域		○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用		
12 上記10の地域内旧美観地区 13 上記10の地域内の新宿副都心地区	○屋上への取付け ○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用			

は許可区域を表しています。